居宅介護支援重要事項説明書

１．浩洋会居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所	浩洋会居宅介護支援事業所
所在地	門川町東栄町４丁目６番３号
電話番号	0982-63-7801
介護保険指定番号	居宅介護支援事業所　４５７２１００４７９
サービス提供する地域	門川町

（２）同事業所の職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	１人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	それぞれ １人以上

（３）営業日・営業時間

・営業日　月曜日～金曜日（祝・祭日並びに盆・正月休みを除く）

・営業時間　月曜日～金曜日　８：00～17：00

（４）居宅介護支援サービス実施の概要

事項	備考
課題分析の方法	厚生省の標準課題分析項目に準じたアセスメント表を使用し最低月１回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現認研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加

２．居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

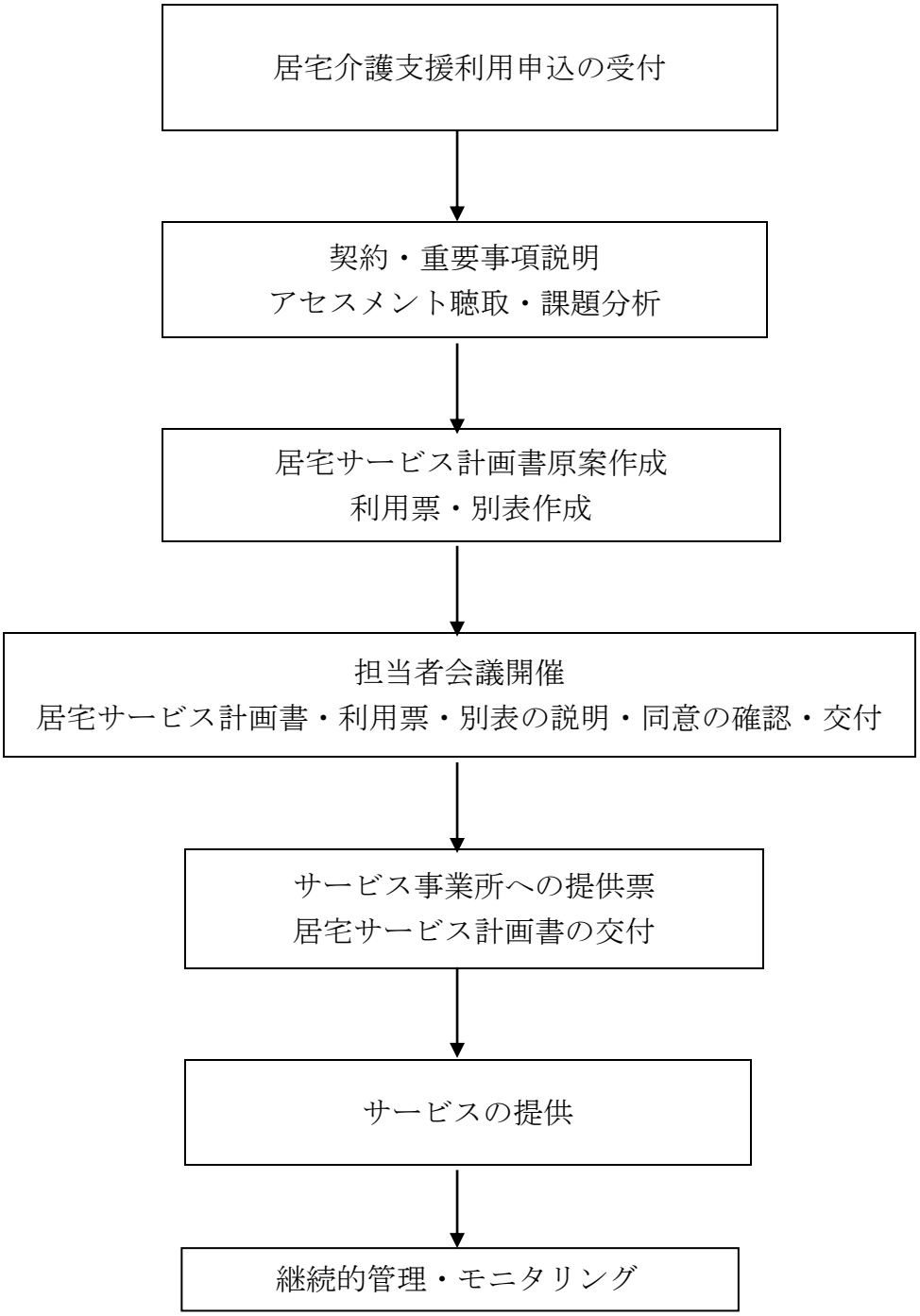

３．利用料金

（１）利用料

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、介護給付金が直接事業所に支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からのサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと全額払戻を受けられます。

要介護１～２　10,860 円　　**要介護３～５**　14,110 円

（２）交通費

利用者の居宅が通常事業の実施地域並びに実施地域以外でも運営規程の定めに基づき、交通費の実費は請求いたしません。

（３）解約料

お客様はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ お客様が、介護保険施設に入所または医療機関に入院した場合。
・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が要支援・非該当と認定された場合。
・ お客様が、お亡くなりになった場合。

③その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

５．サービス内容に関する苦情
①当施設ご利用者相談・苦情担当
　電話（0982）63－7801
②当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。
・ 門川町役場　介護福祉係　（0982）63－1140
③宮崎県国民健康保険団体連合会
・ 宮崎市下原町２３１番地１　（0985）25－4901

６．事故発生時の対応
（１）利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

７．守秘義務
（１）事業所、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません、この守秘義務は、契約終了した後も継続します。
（２）前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議、実習生の受入での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

８．利用者自身によるサービスの選択と同意
利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます
○特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません
○居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります

９．業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１０．感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１．虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

１２．身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的高速」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

令和６年４月１日改正

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

＜事業所＞

所在地　　門川町東栄町４丁目６番３号

名　称　　浩洋会居宅介護支援事業所

説明者　　印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞　住　所

氏　名　　印

＜代理人＞　住　所

氏　名　　印

続　柄

別紙１

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです

①前６ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22.7%
通所介護（地域密着型を含む）	33.4%
福祉用具貸与	40.1%

②前６ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社ニチイ学館 23%	門川町社会福祉協議会 17%	株式会社優羽　15%
通所介護	田中病院 33%	門川町社会福祉協議会 12%	いきいき会　12%
福祉用具貸与	アリスライフ 40%	宮崎ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽ 18%	スマイルケア 17%

期間：令和６年９月１日～令和７年２月 28 日